平成３０年度八王子市農業委員会第８回総会会議録

１　開催年月日　平成３０年１１月２８日　水曜日

２　開催場所　　八王子市役所 議会棟 全員協議会室

３　開催時間　　午後２時１０分　から　午後２時５０分　まで

４　出席委員　（２２名）

農業委員会委員

１番　石　川　　研	２番　原　島　元　義
３番　荻　田　米　蔵	４番　鈴　木　勝　久
５番　久　保　良　政	６番　栗　原　　才
７番　米　津　元　一	８番　峯　尾　三　千　年
９番　鈴　木　勇　次	１０番　有　竹　満　次
１１番　菱　山　史　郎	１２番　中　西　伸　夫
１３番　鳴　海　有　理	１４番　熊　澤　治　彦

農地利用最適化推進委員

１５番　内　藤　廣　行	１６番　三　上　正　治
１７番　内　田　　茂	１８番　金　子　文　利
１９番　町　田　裕　通	２０番　井　上　正　芳
２１番　福　田　一　訓	２２番　門　倉　　豊

５　事務局職員出席者

事務局長	廣　瀬　　勉	課　長	音　村　昭　人
主　査	上　原　裕　之	主　査	黒　田　康　雄
主　任	上　村　　剛	主　事	萩　原　健　太

平成３０年度
八王子市農業委員会　第８回総会　議題

（平成３０年１１月２８日）

【専決処分案件】

第１　市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について

第２　市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について

第３　地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

第４　相続税の納税猶予に係る適格者としての３年ごとの証明について

【審議案件】

第５　生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

第６　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

第７　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

第８　（一社）東京都農業会議 平成 30 年度農業功労者表彰候補者の推薦について

【報告案件】

第９　農地の権利取得の届出について

≪午後２時１０分開会≫

議　長　　ただいまから、平成 30 年度八王子市農業委員会第８回総会を開会します。なお、本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数 14 名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第３項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第 30 条第１項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第１及び第２については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局　　第１「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
10 月 1 日から 10 月 31 日までの届出分（19 件）
第２「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
10 月 1 日から 10 月 31 日までの届出分（22 件）を報告。

議　長　　報告は終わりました。第１・第２についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第３「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第３「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。
（１件）

議　長　　報告は終わりました。第３についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第４「相続税の納税猶予に係る適格者としての３年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第４「相続税の納税猶予に係る適格者としての３年ごとの証明について」を報告。（９件）

議　長　　報告は終わりました。第４についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第５「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　　第５「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は上壱分方町の土地６筆、大楽寺町の土地１筆、計6,164㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は上壱分方町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成30年９月26日。年齢は100歳、年間従事日数は300日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員　　それでは、ご報告いたします。11月16日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。願出者の父は、親の手伝いから農業に携わりはじめ、永年当該地においてウメ、クリを中心にその時々の流行の露地野菜を栽培してきました。ウメ、クリについては、10年ほど前まで主に北野町や昭島市の青果市場へ出荷をするほか、近所の商店や庭先においても販売してきました。高齢になっても入院することなく、息子の手を借りながらほぼ毎日畑に出ていました。５～６年前から体力が衰えはじめ、作業できる時間も徐々に少なくなり、老衰により100歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。

農業委員　　生産緑地の買取申出に関係することについてお聞きします。陣馬街道から北上すると、当該地へ向かっていくにつれて道がかなり細くなります。車の行き交いが困難な場所もあります。また、当該地から上壱

分方小学校へ通じる道についても同様です。道を拡幅すれば現状を改善できるかと思いますが、市では何か方策を検討しているのか確認したい。

推進委員　「大楽寺町」の信号を北上し、当該地付近を通過するあたりまでは、道路を拡幅する計画があると聞いています。

農業委員　状況は分かりました。当該地付近の道路は道幅が狭いため、この地域の道路環境の改善を目指してほしいです。

議　長　他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第５については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあっ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第６「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第６「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」 貸し手について、住所は小比企町、設定する土地は小比企町の土地２筆、合計 1,259 ㎡。利用権の種類は「貸借権」、期間は５年間。 借り手について、住所は石川町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は 13,425 ㎡。主たる経営作物は野菜、農作業従事日数は年間 250 日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　　それでは、ご報告いたします。11 月 14 日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施し、利用権の設定を受ける借り手に今後の作付計画を伺いました。借り手は石川町に住む専業農家です。息子と一緒に農業経営を行い、ご自身は特に大谷町の農地や、以前利用権を設定した中山の農地での耕作に従事しています。今回利用権設定する農地についてですが、これまで所有者がご自身で耕作してきましたが、高齢で耕作が難しくなり、農地バンクに登録した経緯があります。作付は無いものの、雑草はなく、耕うんしてすぐに作付けできるような状態でした。隣接する道路は舗装されたばかりで、更に水道も利用可能でした。借り手は、ここでサトイモの作付けを計画しているとのことでした。石川町や大谷町、中山など農地は分散していますが、自宅から離れた農地では、手のかからない作物を取り入れるなど、工夫をされる方ですので、問題はないかと思います。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。

農業委員　　雇用労働力が 10 人となっていますが、当該地で従事する人数が 10 人ということでしょうか。内訳を教えてください。

農業委員　　現在、借り手は息子と二人で農業経営をしています。借り手は主に大谷町、中山を担当し、息子は石川町を担当しています。スーパーをはじめとして合計 6 か所に出荷していますが、パート 2 人を常時雇用するほか、出荷作業にも毎日平均 3 ～ 4 人のパートを確保しています。

議　長　　雇用労働力の 10 人は、当該地だけでなく、他に所有する農地も含めての労働力ということでよろしいですか。

農業委員　　そのとおりです。

農業委員　　当該地での利用権の設定にあたり、雇用労働力を増やすというような話は聞いていませんか。

農業委員　当該地での作付はそれほど手がかからないため、労働力を増やすことは特に考えていないようです。

議　長　他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第６については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第７「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手①について、住所は小比企町、設定する土地は小比企町の土地１筆、1,480 ㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は５年間。

貸し手②について、住所は鑓水、設定する土地は鑓水の土地 11 筆、計 2,323 ㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は５年間。

借り手について、東京都の新規就農希望者経営計画支援会議で助言を受けた法人、所在地は堀之内。主たる経営作目は野菜、農作業従事日数は年間250日。

議　長　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　私が担当する小比企町の農地についてご報告いたします。11 月 14 日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施し、利用権の設定を受ける借り手の代表取締役に今後の作付計画を伺いました。借り手については、先ほど事務局の説明にありましたように、７月の総会で本件と同様に利用権設定の審議を行っています。代表取締役は、平成 27 年に就農した新規就農者で、同じく新規就農した方２名とともに株式

会社を立ち上げました。この株式会社から借り手以外の２名が退社し、名称を変更しました。今回利用権設定する小比企町の農地は、現在、全体にカブとダイコンが作付けされていました。引き続きカブとダイコンの作付けを行うということですが、連作障害への対応のため、カボチャやジャガイモなども取り入れたいと言っていました。すぐ近くには、８月から借りている農地があり、様々な野菜が作付けされていました。私からは以上です。

農業委員　引き続き、鑓水の農地での聞き取りについてご報告いたします。11月16日、事務局とともに現地調査を実施し、借り手の代表取締役に今後の作付計画を伺いました。この鑓水の農地は、農地バンクのマッチングによる貸借になります。農地全体は大きく分けて高さが異なる３つの区画に分かれています。いずれの区画も手入れされたウメ林です。当面は現況のままウメの収穫を考えているとのことでした。借り手には、大学で果樹を研究した従業員がおり、その方に任せてみるそうです。現況から見て、所有者が丁寧に手入れしていたと思われ、所有者にも、ウメの剪定や栽培方法を聞いてみてはどうかとアドバイスしました。借り手は、耕作している農地が、堀之内、小比企町、鑓水に分散することになりますが、しっかり管理していきたいと言っていました。当該地では、定期的な剪定や除草が必要になりますが、収穫後のタイミングで、適切に実施するとのことでした。報告は以上です。

議　長　質問・意見はありませんか。

農業委員　これまで、ウメ林のまま利用権を設定する事例はなかったと思いますが、現に植わっている果樹の取扱いについて、どのように取り決めているのか教えてください。

農業委員　このウメ林は老木なので、必要であれば抜根し、野菜栽培に転換しても構わないと了承を得ているそうです。

農業委員　借主が自由に使っていいという取決めになっているということですね。

農業委員　そのとおりです。

議　長　他にございませんでしょうか。ございませんので、進行します。お諮りします。第７については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第８「（一社）東京都農業会議 平成30年度農業功労者表彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　第８「（一社）東京都農業会議 平成30年度農業功労者表彰候補者の推薦について」

候補者について、住所は川口町、部門は「野菜」。推薦理由等を説明。

議　長　説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。

第８については、この内容で推薦することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

議　長　異議なしと認めます。したがって、候補者を推薦することに決定しました。

第９「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　第９「農地の権利取得の届出について」を報告。（２件）

議　長　報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第８番　峯尾　三千年　委員

第９番　鈴木　勇次　委員

を指名します。よろしくお願いします。

以上をもちまして、平成 30 年度八王子市農業委員会第８回総会を閉会します。

≪午後２時５０分閉会≫